

平成31年第1回 中野区国民健康保険運営協議会 次第

開催日時：平成31年2月7日

午後2時開会

会場：区役所4階 庁議室

1 開会

- (1) 区長あいさつ
- (2) 諮問書の提出 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- (3) 会長代理委員の選出
- (4) 会議録署名委員の選出

2 議事

(1) 報告事項

資料1 国民健康保険の運営状況等（平成29年度）

資料2 特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況

(2) 審議事項

「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

資料3 諮問書（写）、中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

資料4 平成31年度国民健康保険料率等の算定の考え方

資料5 国民健康保険における保険料率等の推移

資料6 国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

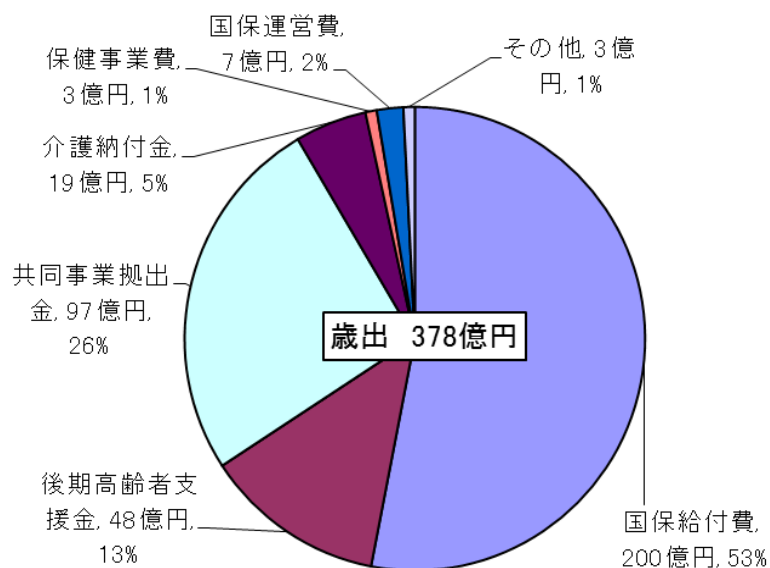
(3) その他

3 閉会

国民健康保険の運営状況等（平成29年度）

国民健康保険は、平成29年度まで、加入者が納める保険料、国や都の支出金などをもとに区が運営してきましたが、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、区市町村は、引き続き保険料の賦課徴収、保健事業の実施など、住民に身近な事務を行っています。

平成29年度の平均加入者数は、区民の約26%、約8万6千人でした。

歳出 ▶ 医療費などに充てる国保給付費が前年比約2%減少し200億円に

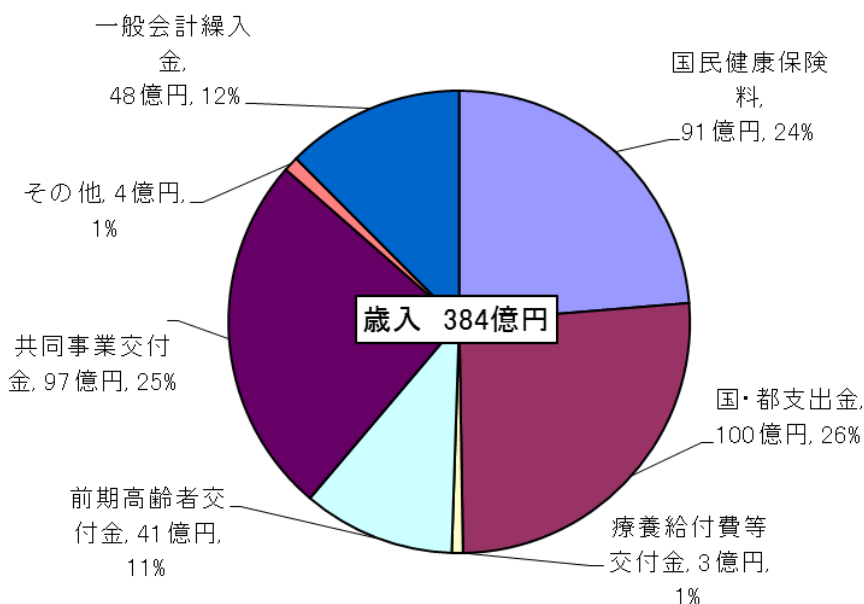
歳出の総額は378億円（6億円減少）でした。

加入者の医療費などに充てられる国保給付費が全体の53%に当たる200億円（4億2千万円減少）を占めました。

また、後期高齢者医療制度への支援金は48億円（1千万円減少）、40歳～64歳の方の保険料として介護保険制度へ納付する介護納付金は19億円（3千万円増加）でした。

その他、各区市町村間で財政調整する共同事業が97億円（3億円4千万円減少）でした。

これらの減少の要因は、社会保険の適用拡大による被保険者数の減少などによるものです。

歳入 ▶ 運営費の一部として約48億円を一般会計から繰り入れ

歳入の総額は384億円（3億5千万円減少）でした。

全体の24%に当たる91億円（2千万円減少）が加入者の保険料で、国や都からの支出金は、26%に当たる100億円（3億6千万円増加）でした。

また、前期高齢者（65歳～74歳）の加入割合によって保険者間の財政を調整する仕組みである前期高齢者交付金は41億円（5千万円減少）、共同事業交付金は97億円（3億3千万円減少）でした。こうした収入の他、区の一般会計から48億円を繰り入れました。繰入額は、歳出の減少などに伴い、前年度と比べ約4億円減少しました。

1 国保主要データ

(1) 被保険者

①被保険者数の推移

中野区国民健康保険の被保険者数は、平成30年3月末現在、84,258人で、総人口に占める割合は25.6%となっており、減少傾向にある。

(単位：世帯・人)

	中野区総人口 (A)	国保加入世帯数・被保険者数		加入率 (C) / (A)
		世帯数 (B)	被保険者数 (C)	
平成26年度末	318,530	67,120	91,622	28.8%
平成27年度末	323,688	66,954	90,063	27.8%
平成28年度末	326,839	65,549	86,694	26.5%
平成29年度末	329,577	64,696	84,258	25.6%

事業概要引用

②保険料減額世帯の割合

保険料（均等割額）減額世帯の割合は過半数を超え、増加傾向にある。

(単位：世帯)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国保加入世帯数(①再掲)		67,120	66,954	65,549	64,696
減額世帯数(合計)		33,578	34,974	35,483	36,772
(割合)		50.0%	52.2%	54.1%	56.8%
内 訳	7割減額	23,416	24,399	24,915	26,356
	(割合)	34.9%	36.4%	38.0%	40.7%
	5割減額	5,408	5,717	5,771	5,573
	(割合)	8.1%	8.5%	8.8%	8.6%
	2割減額	4,754	4,858	4,797	4,843
	(割合)	7.1%	7.3%	7.3%	7.5%

事業概要引用

③所得割賦課世帯数の推移

平成29年度の所得割を賦課している世帯数の割合は、前年度より1.8ポイント下がった。

(単位：世帯)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国保加入世帯数(※)①	68,655	67,731	67,345	66,964
所得割賦課世帯数②	37,586	36,521	36,427	35,021
所得割額賦課世帯数の 割合②/①	54.7%	53.9%	54.1%	52.3%

※ 保険料の本算定時（6月末）における国保加入世帯数

年度別決算基礎データ・調定集計表（異動分）引用

(2) 保険料収納率

保険料の収納率は、85%前後を推移している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年分収納率(現年分)	85.25%	85.69%	85.27%	85.28%
現年分収入率(現年分)	85.6%	86.0%	85.6%	85.6%
滞納繰越分収入率	23.3%	26.4%	24.6%	24.3%

年次別決算基礎データ・行政評価引用

※ 収納率 = (収入済額 - 還付未済額) / 調定額

収入率 = 収入済額 / 調定額

(3) 給付費等

①療養諸費(療養給付費、療養費)

病気やケガをしたときに健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部(一部負担金)を支払い、残りを国民健康保険が給付する(保険者負担分)。

また、旅行中の急病などで被保険者証を提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求できる。

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養給付費	件数	1,321,825	1,307,822	1,266,767	1,209,001
	金額	17,989,578	18,256,919	17,401,356	17,112,481
療養費	件数	60,279	61,100	55,748	46,936
	金額	443,932	436,627	415,403	337,141

事業概要引用

②高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費(一部負担金)が一定額(自己負担限度額)を超えた場合に支給する。また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	34,485	37,590	38,360	38,880
金額	2,193,286	2,361,638	2,302,277	2,279,096

事業概要引用

③一人当たり医療費の推移

一人当たり医療費は、高齢化の進展に伴い増加傾向にあるが、平成28年度は、診療報酬のマイナス改定等により、前年度比98.1%となっている。

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一人当たり医療費	269,518	279,651	274,268	278,081
前年度比	102.5%	103.8%	98.1%	101.4%

指導検査データブック

④出産育児一時金の支給

平成29年度は、被保険者数の減少が影響した。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	433	406	405	305
金額	181,505	170,420	169,954	149,164

事業概要引用

⑤葬祭費の支給

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	345	358	329	308
金額	24,150	25,060	23,030	21,560

事業概要引用

2 制度上の財政課題

(1) 一般会計繰入金の推移

国民健康保険事業特別会計では、被保険者の負担軽減及び保険料未収金補填等のため、一般会計から法定外繰入をしている。被保険者数の減少等に伴い繰入金も減少傾向にある。

(単位：億円)

		26年度	27年度	28年度	29年度
保険給付費		209	214	204	200
一般会計からの繰入金		51.2	55.9	51.5	47.9
内 訳	法定内繰入金 ※1	19.9	23.9	24.5	25.8
	法定外繰入金 (その他繰入金)	31.3	32.0	27.0	22.1
内 訳	決算補填等目的 ※2	28.9	29.7	24.7	19.9
	決算補填以外の目的 ※3	2.4	2.4	2.3	2.2

一般会計繰入理由別状況表(様式5)引用

※1 基盤安定繰入金+職員給与等繰入金+（出産育児一時金 2/3 は区税、1/3 は保険料で充当）

※2 保険料の負担軽減のため

※3 地方単独事業の医療給付費波及増、保健事業費に充てるため、保険料の減免額に充てるため。

3 平成29年度に行った主な取り組み結果

(1) 歳入確保の取り組み

① 収納率の向上対策

- ・キャッシュカードがあれば、その場で口座振替の手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを、国保加入時のほか、転入等説明時を活用し積極的に勧奨した。
- ・1号・3号被保険者資格喪失者の情報を活用し、被用者保険等加入者の国保喪失届の提出を勧奨し、適正な資格管理を推進した。
- ・保険料の高額滞納者に対して、現年分の滞納に関しても速やかに財産調査を開始し、滞納整理への着手を早めることで滞納繰越の防止に努めた。

(2) 取り組みの実績

① 口座振替加入率推移（各年度末実績）

（単位：件）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国保加入世帯数	67,120	66,954	65,549	64,696
口座振替世帯数	27,436	27,718	27,195	26,613
口座振替加入率	40.9%	41.4%	41.5%	41.1%

事業概要引用

② 国保喪失勧奨を行い届出のあった割合

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
31.6%	35.6%	38.3%	46.3%

行政評価引用

(3) 国保財政健全化計画の策定

「国民健康保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」（厚生労働省国民健康保険課長通知）に基づき、法定外繰入金の削減を図るため、「国保財政健全化計画」を策定した。

① 計画期間 平成30年度から平成35年度の6年間

※ 国は赤字を解消・削減する期間を原則6年以内としているが、中野区では、保険料が急激に増加しないよう、9年間で段階的に赤字の削減・解消を目指すこととした。

② 赤字の発生状況 2,470,617千円（平成28年度）

③ 赤字削減・解消の基本方針

- ア. 保険料率の段階的な引き上げ
- イ. 収納率の向上対策の取組
- ウ. 医療費適正化の取組

④赤字削減予定額 1,013,704千円（平成30年度～35年度の合計）

4. 平成30年度の新たな取り組み状況

高額滞納者等への催告方法を色つき封書による催告書を送付するとともに、後追いはがきを送付することで、収納率の向上を図った。

5. 平成31年度に予定している新たな取り組み

(1) モバイルクレジット収納・ペイジー収納の導入

収納率の向上を図るため、スマートフォンのアプリを利用したモバイルクレジット収納及び銀行ATM等を利用したペイジー収納を導入し、納付環境を整備する。

(2) 療養費適正化の取組

療養費の適正化のため、柔道整復施術療費について、多部位・長期・高頻度の傾向にある申請書に関する照会を行うとともに、海外療養費については、外国語記載による申請書等の内容点検、疑義案件については現地医療機関等への照会を行う。

(3) 外国語版ガイドブックの充実

現在、3言語（英語、中国語、韓国語）のガイドブックを作成し、外国籍の国保加入者等に配付しているが、31年度は、東京都が市区町村に提供する版下データを活用して、5言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語）のガイドブックを作成する。

特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況

平成 31 年(2019 年)2 月 7 日

区民サービス管理部保健事業担当

平成 29 年度までの実施状況について

1. 国保特定健康診査

- ① 特定健康診査・特定保健指導の法定受診率について

【第一期（平成 20 年度～平成 24 年度）】

(単位：%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
中野区受診率	41.4	41.1	40.8	41.4	41.8
特別区平均受診率	40.2	40.5	40.8	41.5	41.7

【第二期（平成 25 年度～平成 29 年度）】

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中野区受診率	39.0	39.5	39.2	38.2	40.6
特別区平均受診率	41.7	42.3	42.9	42.5	42.8

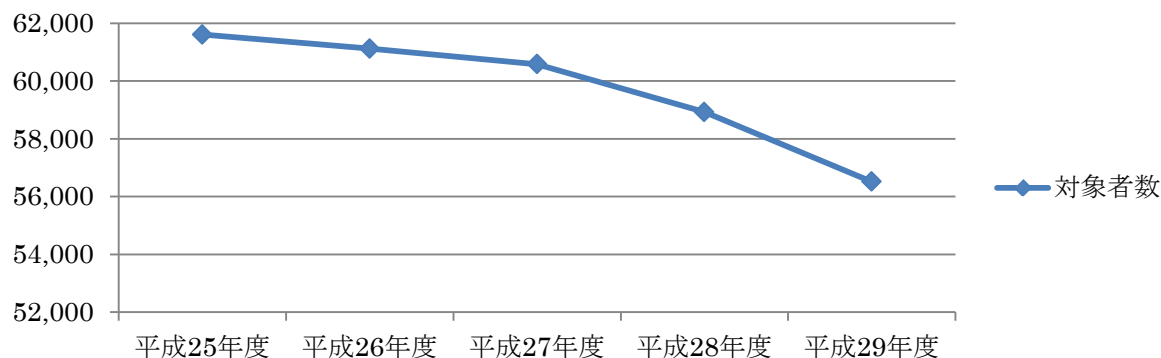
○特別区平均を下回っている。

- ② 平成 25 年度～29 年度対象者数

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	61,605	61,121	60,580	58,925	56,516

対象者数

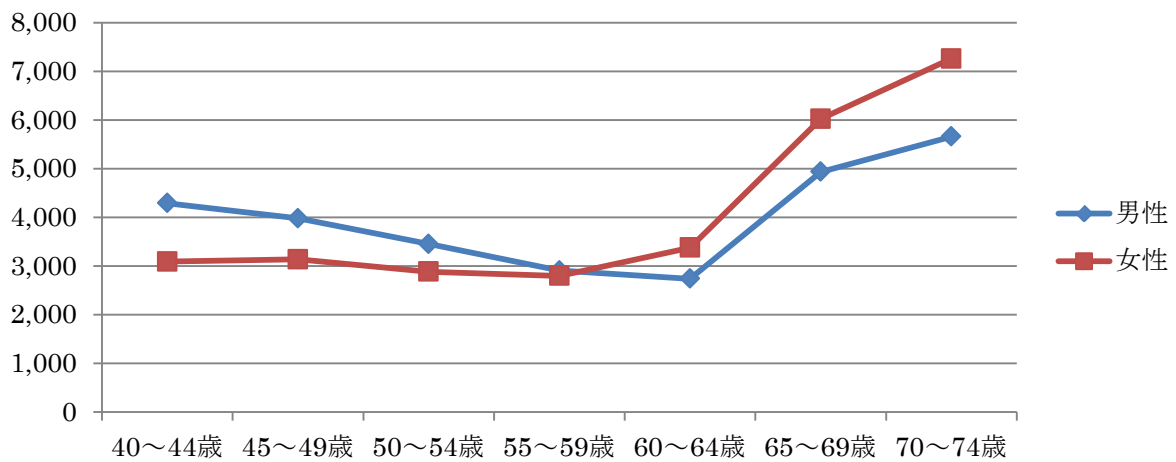


○被保険者数の減少に合せ、対象者数も減少している。平成 25 年度と比べ、平成 29 年度は 5,089 人、8.3%も減少している。

③ 平成 29 年度対象者数

(単位：人)

	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳
男性	4,289	3,978	3,451	2,903	2,737	4,935	5,659
女性	3,088	3,135	2,883	2,796	3,376	6,024	7,261

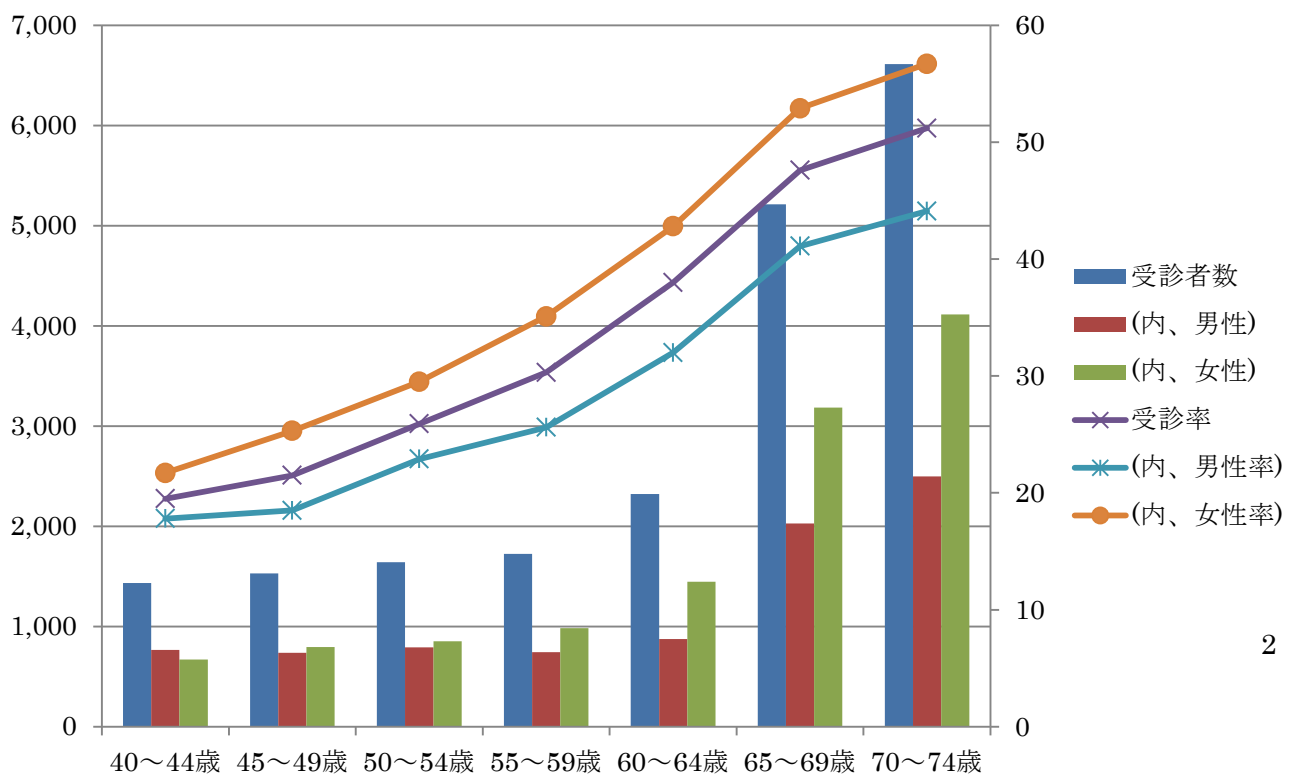


○40～50 代では男性の方が多いが、60 歳以上になると女性の方が多くなる。

④ 平成 29 年度受診者数及び受診率

(単位：人・%)

	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳
受診者数	1,435	1,530	1,641	1,724	2,321	5,213	6,613
(内、男性)	765	736	790	742	876	2,028	2,498
(内、女性)	670	794	851	982	1,445	3,185	4,115
受診率	19.5	21.5	25.9	30.3	38.0	47.6	51.2
(内、男性率)	17.8	18.5	22.9	25.6	32.0	41.1	44.1
(内、女性率)	21.7	25.3	29.5	35.1	42.8	52.9	56.7



○年齢が上がるにつれて受診率が高くなる。特に 60 代以降の受診率が高い。また、男性に比べ女性の受診率がどの年代でも高い。

⑤ 平成 29 年度に行った特定健診受診率向上対策について

i. 対象者

平成 24～28 年度の中で、不定期に受診をしている者及び新 40 歳

ii. 勧奨方法

対象者（11,093 名）に勧奨ハガキを送付し、一定期間経過後、未受診の者（9,281 名）に再度勧奨ハガキを送付した。

iii. 勧奨結果

(単位：人・%)

	40 歳	不定期受診者
対象者	1,021	10,072
(内、男性数)	612	4,562
(内、女性数)	409	5,510
受診者	255	4,907
(内、男性数)	150	2,147
(内、女性数)	105	2,760
受診率	25.0	48.7
(内、男性率)	24.5	47.1
(内、女性率)	25.7	50.1

○初めて国保特定健診が対象となる新 40 歳の受診率 (25.0%) が、40 歳～44 歳の受診率 (19.5%) を 5.5% 上回っている。勧奨の効果が大きくみられる。

○不定期受診者は 1 度以上健診を受診したことのある者であるため、元々受診率の高い層ではあるが、50% 近い受診率となった。

○受診者数は平成 28 年度とほぼ横ばいだが、対象者数が平成 29 年度の方が少ないため、受診率は向上している。不定期受診者への勧奨が効果的だったといえる。

2. 特定保健指導

① 特定保健指導の実施率について

【第一期（平成 20 年度～平成 24 年度）】

(単位：%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
中野区利用率	0.9	15.7	11.5	8.8	8.1
特別区平均実施率	7.4	13.7	12.8	13.6	14.6

【第二期（平成 25 年度～平成 29 年度）】

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中野区利用率	5.8	5.4	5.7	4.4	3.5
特別区平均実施率	13.6	15.2	14.9	13.6	13.2

○特別区平均を大きく下回っており、メタボリックシンドロームの者が放置されている状態である。

② 平成 25 年度～29 年度の対象者

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健診受診者数	22,005	22,059	21,676	20,401	20,477
対象者数 (※)	2,250	2,308	2,369	2,265	2,415
対象率	10.2	10.5	10.9	11.1	11.8

※利用券送付時に資格喪失・転出により中野区国民健康保険を脱退している者は除く

○対象率がわずかながら上昇している。特定保健指導の利用者が少ないため、対象から外れる者より新たに対象となる者が多いためと思われる。

③ 平成 29 年度の実施者数と実施率

(単位：人・%)

保健指導種別		人数
動機付け支援	初回面接のみ	48
	指導終了	38
	最終評価のみ	26
積極的支援	初回面接のみ	13
	指導終了	14
	最終評価のみ	4
実施率		3.4

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業

① 事業概要

特定健診結果とレセプトデータから、糖尿病性腎症のハイリスク者を抽出。対象者に保健指導（面接 2 回、電話支援 6～10 回）を実施し、透析移行による QOL の低下と医療費の増加を防ぐ。

② 実施時期

7 月 募集通知発送

9 月～翌年 3 月 保健指導実施

③ 委託先

企画提案公募型事業者選定により事業者選定を行い、株式会社 DPP ヘルスケアパートナーズへ委託して実施した。

④ 対象者

以下の条件の者 300 名に勧奨通知を発送し、30 名に保健指導を実施した。

⑤ 利用者

37 名より申込みがあり、31 名に委託事業者株式会社 DPP ヘルスパートナーズが保健指導を実施。

定員から漏れた 6 名については、保健事業担当の保健師・すこやか福祉センターの管理栄養士による保健指導を実施した上で、希望者には翌年度の事業者による保健指導に参加可能とした。

⑥ 実施結果

31 名中、28 名が指導を終了した。

⑦ 保健指導の効果

⑤の利用者の保健指導の対象となった平成 28 年の健診結果及び平成 30 年度の健診結果と、保健指導の対象となったが利用しなかった者の健診結果との比較を行い、保健指導の効果測定を行った。

I. 比較対象者

i. 利用者

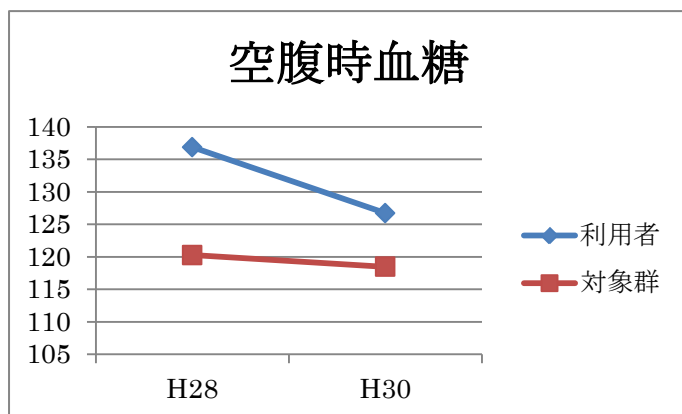
平成 29 年に糖尿病性腎症重症化予防の保健指導を受けた者 (31 名) の内、平成 30 年度の特定健診を受診しており、区が平成 30 年 12 月現在受診を確認している者 (15 名)

※平成 30 年の事業評価の際に他の 16 名を追加した評価を行う。

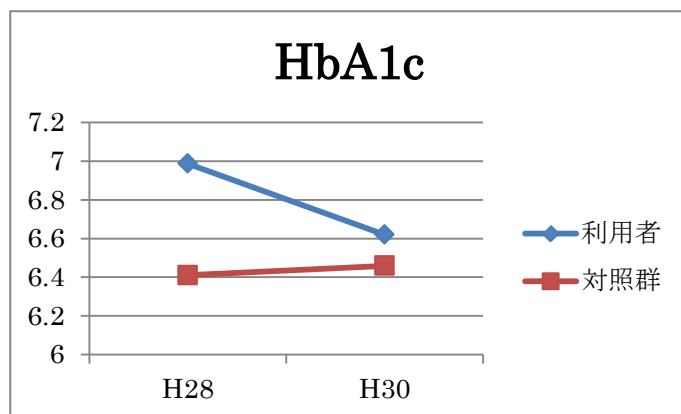
ii. 対照群

平成 29 年度に糖尿病性腎症重症化予防の対象になったが利用しなかった者の内、平成 30 年度の特定健診を受診しており、区が平成 30 年 12 月現在受診を確認している者 (80 名)。

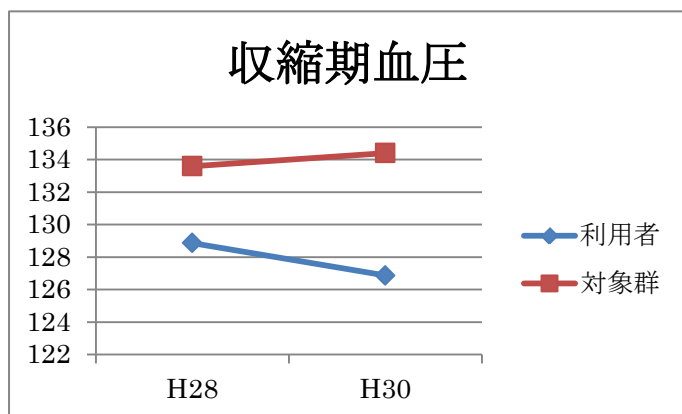
II. 検査結果の推移



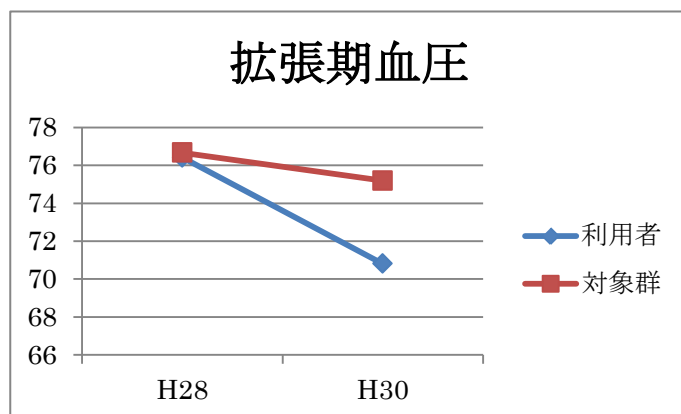
利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
136.87	126.71	120.26	118.48



利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
6.99	6.62	6.41	6.46

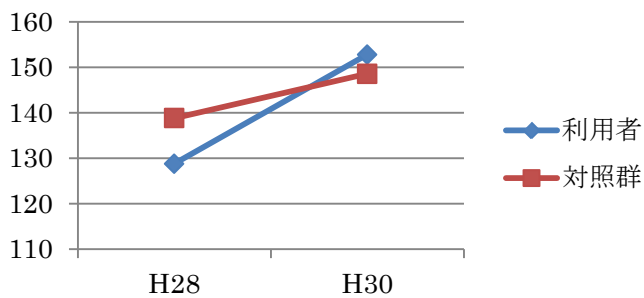


利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
128.87	126.87	133.60	134.40



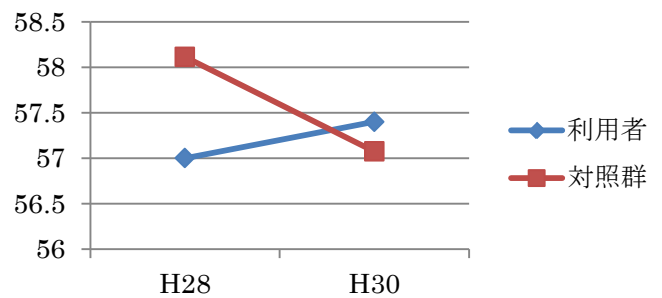
利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
76.40	70.80	76.66	75.19

中性脂肪



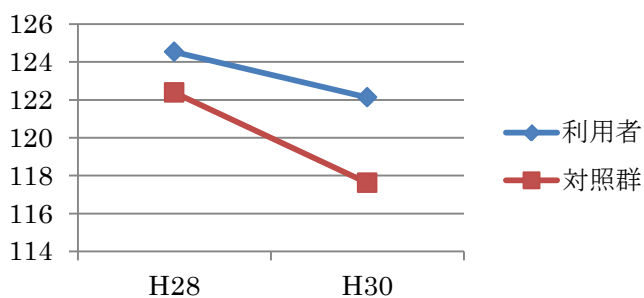
利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
128.80	152.80	138.81	148.55

HDL-コレステロール



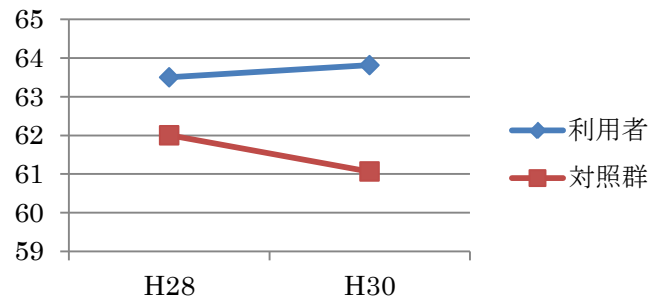
利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
57.00	57.40	58.11	57.08

LDL-コレステロール



利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
124.53	122.13	122.39	117.63

eGFR



利用者		対照群	
H28	H30	H28	H30
63.50	63.81	62.00	61.06

(資料：平成 28, 30 年度特定健康診査結果データより)

○血圧・血糖・腎機能については改善が見られた。

○脂質については HDL-コレステロールを除き、対照群よりも効果が薄い。

4. ジェネリック医薬品利用差額通知

【平成 25 年度～平成 29 年度の利用率】

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中野区利用率	43.6	50.7	54.2	59.3	64.2
特別区平均利用率	46.7	53.5	57.5	62.4	66.7

○毎年 4～7%継続的に利用率が上がっている。しかし、特別区平均よりも 3%ほど利用率低く、また国が定める目標（平成 32 年までに 80%到達）を達成するのは困難な状況となっている。

① 事業概要

レセプトデータから後発医薬品のある先発医薬品を服薬している者を抽出。対象者に差額通知を発送し、医療費の削減を図る。

② 実施時期

平成 29 年 7 月、10 月、平成 30 年 2 月の年 3 回発送

③ 委託先

東京都国民健康保険団体連合会に対象者抽出、ハガキ作成を委託

④ 対象者

4 月、7 月、12 月のレセプトから、100 円以上の切替効果がある 20 歳以上の被保険者

⑤ 発送数と実施結果

(単位：人・%)

	7 月発送分	10 月発送分	2 月発送分
発送数	4,250	5,424	4,873
切替者数	598	1,781	806
切替率	14.0	32.8	17.5
切替効果額	4,278,133	20,367,823	5,625,569
(内、保険者負担額 相当額)	3,163,405	15,005,144	4,155,295

※7 月発送の後に新たな後発薬（血圧降下剤等）が発売されている。その影響で 10 月発送分の発送数・切替率・効果額が他に比べ高くなっている。

5. 重複服薬指導事業

① 事業概要

同月に複数の医療機関から計 60 日以上と同薬効の処方を受けている者に適正量の服薬を促す通知を発送する。

② 実施時期

平成 30 年 2 月

③ 対象者

平成 28 年度のレセプトから、平成 29 年 3 月に複数の医療機関から計 60 日以上と同薬効の処方を受けている者の内、平成 30 年 1 月現在、重複服薬が引き続き認められる者。

④ 発送数

37 通

⑤ 実施結果

(単位：人・%)

効果	人数
重複服薬が見られなくなった者	6
改善が見られた者	4
改善が見られなかった者	27
改善率	27.0

平成 30 年度の新たな保健事業の実施状況について

1. 国保特定健康診査

<事業名>特定健診受診率向上事業

<目的>特定健診受診率の向上を図り健康課題を把握することで、疾病の早期発見や受療勧奨、重症化予防をすすめ、区民の健康の保持・増進を促進する。

<対象者>実施年度の4月1日現在、中野区国民健康保険の被保険者で、実施年度中に40歳～75歳となり、かつ受診日時点で74歳までの方。

<実施状況>

- ・5月 区医師会への健診説明会実施
- ・9月 診療情報収集事業（通院中で健診未受診者のリストを医療機関ごとに渡し、医療機関で健診の勧奨及び診療情報収集を行い、特定健診受診率の向上を図る。）
- ・9月 企画提案公募型事業者選定により、特定健診受診勧奨業務を委託。専門事業者の知見を活用し、過去の健診結果から勧奨効果の高い対象者を選定、対象者を階層別にグループ分けし、それに応じた効果的な勧奨を行う。（11月と1月勧奨通知発送）

<効果>平成 30 年度特定健診受診率 43%を見込んでいる。

<今後の取組み>受診しやすい環境の整備

<今後の課題>外国人や健康無関心層への働きかけ等

2. 特定保健指導

<事業名>特定保健指導利用率向上事業

<目的>対象者自身が自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援する。

<対象者>特定健康診査の結果から腹囲またはBMIと、リスク要因の数に着目して、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別（動機付け支援・積極的支援）に階層化した者。

<実施状況>

- ・5月 区医師会と特定保健指導勉強会実施
- ・7月 企画提案公募型事業者選定により、特定保健指導業務委託先を追加。医療機関型（健診結果説明日の初回保健指導開始・リレー型含む）・施設利用型・訪問型・ICT型及び、電話による利用勧奨を開始。

<効果>平成 30 年度特定保健指導率 13%を見込んでいる。

<今後の取組み・課題>特定保健指導利用率向上事業の定着

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業

<事業名>糖尿病性腎症重症化予防事業

<目的>糖尿病性腎症のリスクの高い対象者に、かかりつけ医と連携した保健指導を6か月間実施し、生活の質（QOL）を確保し人工透析への移行を阻止する。

<対象者>特定健康診査の結果及びレセプトデータから、2型糖尿病で腎機能が低下している対象者を抽出、優先度の高い300名に勧奨通知を送付。そのうち参加希望のある30名に保健指導を実施する。

<実施状況> ・5月 前年度事業を利用できなかった5名の保健指導開始。
・7月 今年度対象者へ勧奨通知送付（264通）。
・9月 今年度対象者25名に保健指導開始。

<効果>平成30年度保健指導終了率90%、人工透析への移行者0人を見込んでいる。

<今後の取組み・課題>

糖尿病性腎症重症化予防事業は委託事業のため、対象者が年間30名に限られる。そのため、下記のような糖尿病のリスクに応じた事業の展開を推進した。

- ① リスク高・・・糖尿病性腎症重症化予防事業
- ② リスク中・・・平成30年度から委託事業で実施する生活習慣病ハイリスク者に対する医療機関への受診勧奨事業の中で、糖尿病ハイリスク者に対しても通知や電話による受診勧奨を行う。
- ③ リスク低・・・糖尿病予防対策事業（健康推進分野所管）
- ④ その他・・・講演会等によるポピュレーションアプローチの実施

日時：平成30年度11月17日（土）午後2時から4時 会場：区医師会館
テーマ：「しのびよる透析の危機～あなたの腎臓を守るために」

講師：中野区医師会会長 溝口先生 東京都栄養士会会長 西村先生

共催：中野区医師会 中野区（保険医療分野 すこやか福祉センター）

後援：中野区歯科医師会 中野区薬剤師会

※192名参加

4. 健康意識向上への取組み

<事業名>健康測定会の実施

<目的>すこやか福祉センターや健康推進分野、地域包括ケア推進分野等と連携して健康教育や健康イベントを行うなど、健康づくりに関する知識の普及・啓発活動を行う。

<対象者>国保被保険者及び一般区民

<実施状況> ・8月 地域包括ケア推進分野との共催による健康測定会の実施
「なかの元気アップ体操ひろば」のPRを兼ねた健康測定会において、体成分分析及び足指力計測器を用いて下肢筋力の測定等を行う。
① コーシャハイム中野弥生町 集会所 8月28日（火）10時～正午
② コーシャハイム上鷲宮 集会室 8月29日（水）10時～正午
③ 中野友愛ホーム 8月30日（木）10時～正午
・1月13日（土）南部すこやか福祉センター・スポーツ・コミュニティプラザと健康測定会の実施予定。

<効果>生活習慣改善意欲の向上

<今後の取組み・課題>関連分野との連携 区の健康づくり事業・介護予防事業の整理

5. その他の取組み

<事業名> 介護予防事業の対象者抽出、データ提供

<目的> 介護予防事業の対象者抽出、データ提供を行い、所管分野での介護予防事業に活かす。

<対象者> 国民健康保険被保険者であり、且つ介護保険第一号被保険者の要支援1、2及び非認定者の中から、ロコモティブシンドロームを構成する筋骨格系疾患の有病者、及び認知症治療者を抽出する。

<実施状況> ・10月 地域包括ケア推進分野介護予防体制整備担当へ提供

<効果> ターゲットを絞った介護予防事業の展開

<今後の取組み・課題> 保険医療分野で分析できるデータは、国保被保険者に限られる。

資料3（原本の写し）

30中区医第3270号

平成31年2月7日

中野区国民健康保険運営協議会会長 様

中野区長 酒井直人

中野区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記について貴協議会に諮問いたします。

記

1 諮問事項

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2 諮問内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.49 を 100分の7.47 に改正する。

○均等割額 38,400円 を 37,800円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.23 を 100分の2.30 に改正する。

○均等割額 11,100円 を 11,700円 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の61 を 100分の60 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の39 を 100分の40 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.67 を 100分の1.72 に改正する。

○均等割額 15,600円 を 15,300円 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当（7割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 26,880円を26,460円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

7,770円 を 8,190円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

10,920円を10,710円 に改正する。

②第2号該当（5割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 19,200円を18,900円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

5,550円を5,850円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 7,800円を7,650円 に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 7,680円を7,560円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

2,220円を2,340円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 3,120円を3,060円 に改正する。

(3) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当（5割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額 27.5万円 を 28万円 に改正する。

②第3号該当（2割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額 50万円 を 51万円 に改正する。

(4) 基礎賦課限度額を次のとおり改める。 58万円 を 61万円 に改正する。

3 改正理由

(1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 国民健康保険法施行令改正により、低所得者に対する保険料均等割の軽減判定所得の基準が引き上げられたため。

(4) 国民健康保険法施行令改正により、基礎賦課限度額が引き上げられたため。

4 実施時期

平成31年4月1日から施行する。

平成 31 年度国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

国民健康保険料率は、平成 30 年度の制度改革（広域化）により、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、東京都から「平成 31 年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

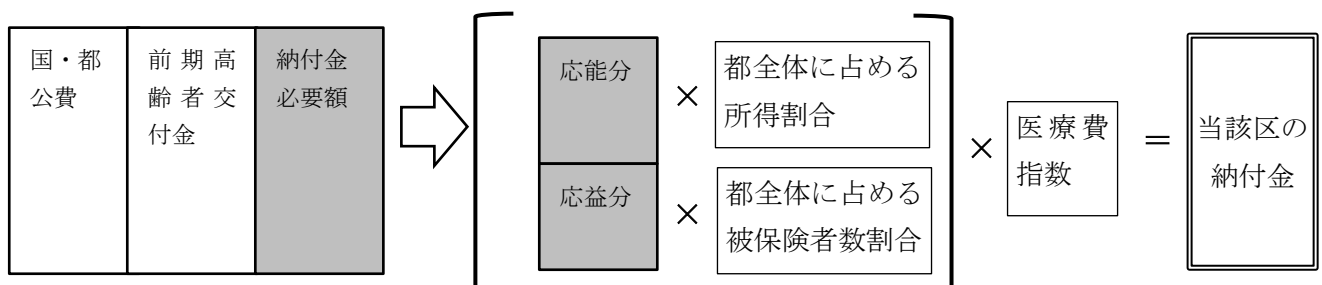
(1) 納付金の算定方法（按分の方法）

区の納付金の算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

都全体の納付金必要額

区ごとの納付金算定方法



2 平成 31 年度国民健康保険事業費納付金

(1) 納付金額の比較（中野区）

(単位：円)

	医療分（基礎分）	支援金分	介護分	合計
平成 30 年度	8,775,676,657	2,849,056,620	1,078,537,185	12,703,270,462
平成 31 年度	8,429,641,962	2,802,710,271	1,009,472,131	12,241,824,364
前年度比	△346,034,695 (96.1%)	△46,346,349 (98.4%)	△69,065,054 (93.6%)	△461,446,098 (96.4%)

(2) 被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
平成30年度	85,015	(28,592)
平成31年度	81,881	(26,909)
前年度比	△3,134 (96.3%)	(△1,683) (94.1%)

3 平成31年度標準保険料率と平成30年度保険料率の比較

(1) 保険料率の比較

	医療分(基礎分)		支援金分		介護分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
30年度 保険料率	7.49	38,400	2.23	11,100	1.67	15,600	11.39	65,100
31年度 標準保険料率	7.90	45,682	2.69	15,412	2.29	17,056	12.88	78,150
差	0.41	7,282	0.46	4,312	0.62	1,456	1.49	13,050

(2) 1人当たり保険料の比較

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
30年度 保険料	95,147	28,128	31,924	155,199
31年度 標準保険料率	105,539	35,769	39,335	180,643
差	10,392	7,641	7,411	25,444

4 中野区の平成31年度保険料率算定における基本的な考え方

(1) 被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、法定外一般会計繰入金による激変緩和装置を講じる。

(2) 平成29年度に作成した「国保財政健全化計画」に基づき、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進める。

5 平成31年度保険料の激変緩和措置について

(1) 標準保険料率との差

東京都が算定した平成31年度標準保険料率と中野区の平成30年度の保険料率には、所得割率で1.49%、均等割額で13,050円、一人当たり保険料は25,444円の乖離がある。保険料が急激に増加しないよう、前年度同様、激変緩和措置を講じることとする。

(2) 激変緩和措置①

平成30年度の賦課総額の算出に当たっては、支援金分及び介護分の国保事業費納付金の9%相当額を控除した。平成31年度は、「国保財政健全化計画」に基づき、8%相当額を控除し、その後、この割合を段階的に引き下げていく。

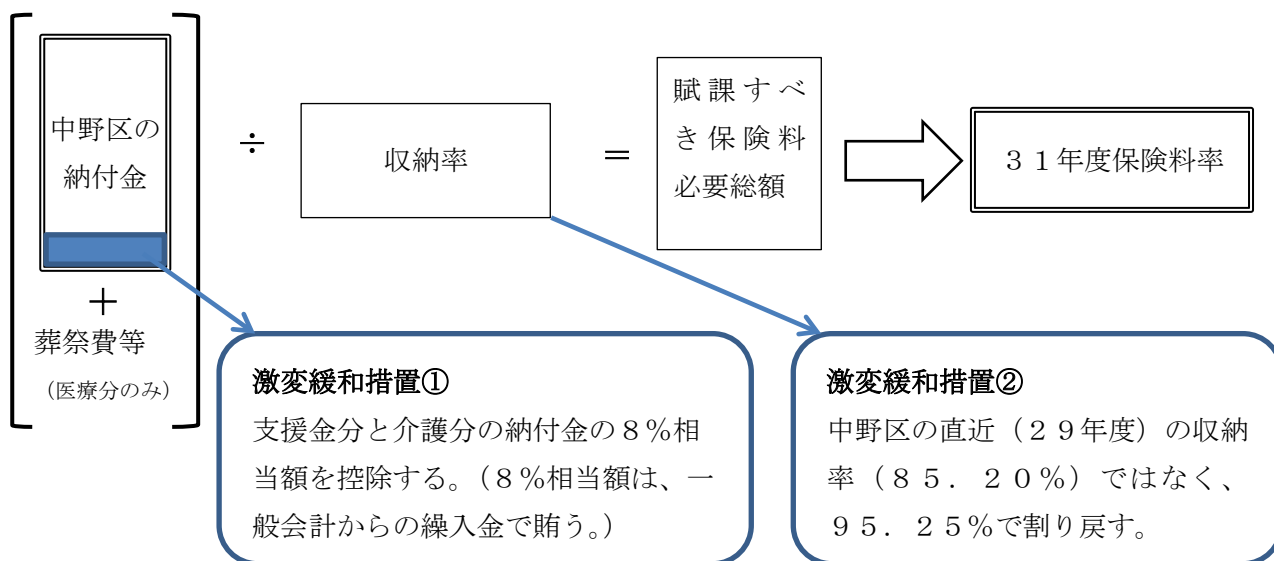
(3) 激変緩和措置②

標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率（直近の収納率85.20%）で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、95.25%で割り戻すこととする。その後、保険料収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を実績値に近づけていく。

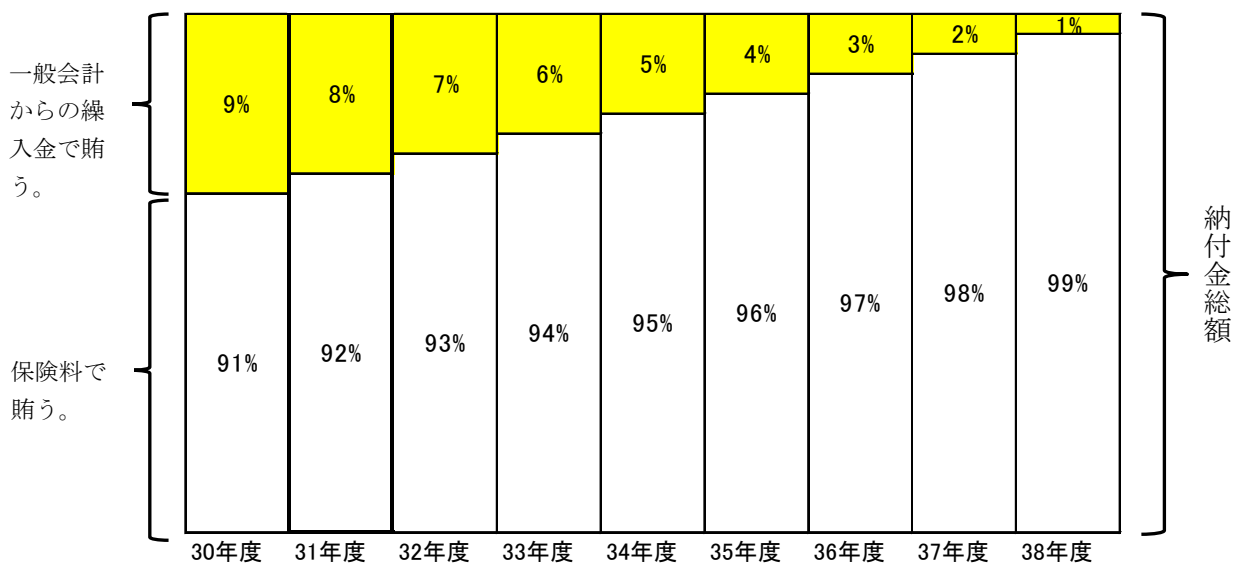
(4) 激変緩和措置の期間（赤字解消・削減期間）

国は、国民健康保険運営方針の期間との調和を図り、国民健康保険特別会計における赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入金）を解消・削減する期間を原則、6年間とし、6年以内に赤字解消が困難な場合は、6年後の削減目標を達成するための計画を区市町村が定めることとしている。

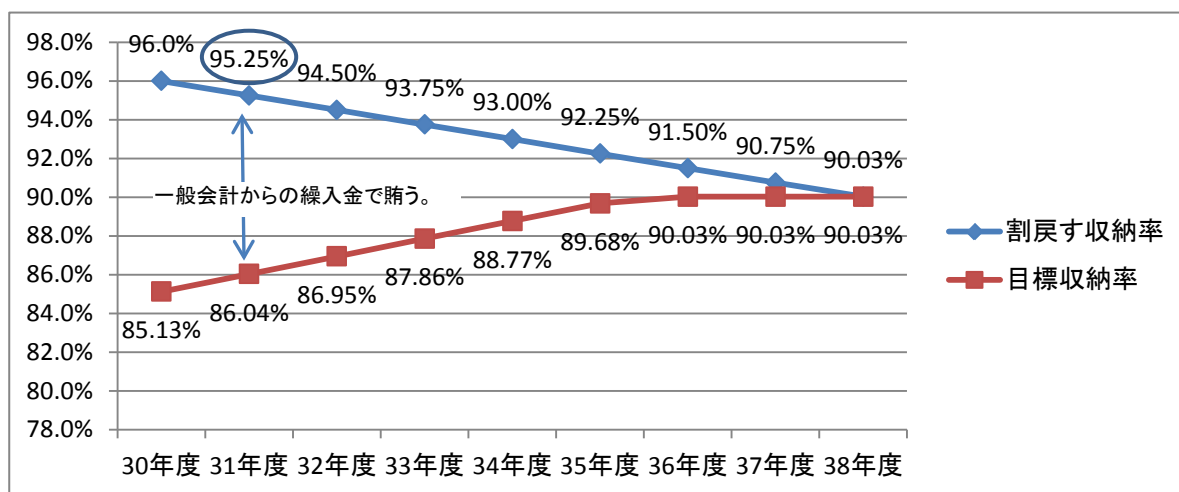
区では上記の標準保険料率を算出するために用いる収納率（割り戻す収納率）と直近の収納率の乖離が大きく、収納率向上の取り組みを進めてもなお、目標とする収納率に近づくには相当期間を要することを踏まえ、区の激変緩和措置期間は、都が策定した国民健康保険運営方針の対象期間（3年間）の3倍の9年間とし、段階的に法定外繰入金を削減するとともに、割り戻す収納率を目標とする収納率に近づけていくこととしている。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

6 一人当たり保険料

(単位：円)

	基礎分+支援金分	介護分	合計
① 30年度	123,275円	31,924円	155,199円
② 31年度	123,524円	32,026円	155,550円
差(②-①)	249円	102円	351円

7 今後の予定

3月

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案

国民健康保険における保険料率等の推移

1 保険料率の推移

	医療分（基礎分）		支援分		介護分		計	
	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）
28年度	6.86	35,400	2.02	10,800	1.61	14,700	10.49	60,900
29年度	7.47	38,400	1.96	11,100	1.63	15,600	11.06	65,100
30年度	7.49	38,400	2.23	11,100	1.67	15,600	11.39	65,100
31年度案	7.47	37,800	2.30	11,700	1.72	15,300	11.49	64,800

2 一人当たり保険料の推移

	医療分（基礎分） ＋支援分		介護分		合計 （医療＋支援＋介護）	
	金額 （円）	増減率 （%）	金額 （円）	増減率 （%）	金額 （円）	増減率 （%）
平成28年度	111,189	4.36	29,924	0.17	141,113	3.44
平成29年度	118,441	6.52	31,378	4.86	149,819	6.17
平成30年度	123,275	4.08	31,924	1.74	155,199	3.59
平成31年度案	123,524	0.20	32,026	0.32	155,550	0.23

3 均等割軽減対象の判定所得基準の推移

減額割合	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度案
	27年中の所得が下記の金額以下	28年中の所得が下記の金額以下	29年中の所得が下記の金額以下	30年中の所得が下記の金額以下
7割	33万円	33万円	33万円	33万円
5割	33万円＋（26.5万円×加入者数）	33万円＋（27万円×加入者数）	33万円＋（27.5万円×加入者数）	33万円＋（28万円×加入者数）
2割	33万円＋（48万円×加入者数）	33万円＋（49万円×加入者数）	33万円＋（50万円×加入者数）	33万円＋（51万円×加入者数）

4 賦課限度額の推移

（単位 円）

	医療分（基礎分）	支援分	介護分	賦課限度額（計）
平成28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
平成31年度案	610,000	190,000	160,000	960,000

国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	31年度				30年度			
	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (52:48)	計	医療分 (60:40)	支援金分 (61:39)	介護分 (52:48)	計
所得割率	7.47%	2.30%	1.72%	11.49%	7.49%	2.23%	1.67%	11.39%
均等割額(円)	37,800	11,700	15,300	64,800	38,400	11,100	15,600	65,100
1人当たり保険料額(円)	94,404	29,120	32,026	155,550	95,147	28,128	31,924	155,199
賦課限度額(円)	610,000	190,000	160,000	960,000	580,000	190,000	160,000	930,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額 ÷ 被保険者数

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 【単位:円】

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	14,850	14,850	85,284	192,384	272,573	354,221	436,841	519,461
31年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分)	14,850	14,850	85,519	193,119	273,721	355,789	438,834	521,879
前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	0	235	735	1,148	1,568	1,993	2,418
均等割軽減割合対象	7割	7割	2割					

②年金受給者(65歳以上)2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 【単位:円】

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	29,700	29,700	95,184	241,884	322,073	403,721	486,341	568,961
31年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分)	29,700	29,700	95,419	242,619	323,221	405,289	488,334	571,379
前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	0	235	735	1,148	1,568	1,993	2,418
均等割軽減割合対象	7割	7割	5割					

③給与所得者(65歳未満)1人世帯【世帯主(40歳)のみ】 【単位:円】

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	19,530	34,828	166,471	246,201	330,487	421,607	512,727	608,403
31年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	19,440	34,698	167,061	247,491	332,517	424,437	516,357	612,873
前年度保険料との比較 [b] - [a]	-90	-130	590	1,290	2,030	2,830	3,630	4,470
均等割軽減割合対象	7割	5割						

④給与所得者(65歳未満)2人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)】 【単位:円】

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	39,060	67,378	205,531	311,301	395,587	486,707	577,827	673,503
31年度 区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	38,880	67,098	205,941	312,291	397,317	489,237	581,157	677,673
前年度保険料との比較 [b] - [a]	-180	-280	410	990	1,730	2,530	3,330	4,170
均等割軽減割合対象	7割	5割	2割					